

# D プロニュース



ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル

電話：045-226-5482

FAX：045-226-5483

e-mail：[info@d-produce.com](mailto:info@d-produce.com)

ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

## 「ブラック企業」に対する 厚生労働省重点監督の結果

### ◆昨年9月に集中的に実施

厚生労働省では、昨年9月を「過重労働重点監督月間」と定め、いわゆる“ブラック企業”（若者の使い捨てが疑われる企業等）に対して「過重労働重点監督」が集中的に実施されましたが、その結果が昨年12月中旬に発表されました。

### ◆8割超の事業場で法違反！

監督対象となった5,111事業場のうち、82%の事業場(4,189事業場)において、何らかの労働基準関係法令違反が見られ、是正勧告書が交付されたとのことです。

主な法違反の内容は、次の通りでした。

- (1) 違法な時間外労働があった：43.8% (2,241事業場)
- (2) 賃金不払残業があった：23.9% (1,221事業場)
- (3) 過重労働による健康障害防止措置が実施されていなかった：1.4% (71事業場)

### ◆主な法違反の事例

なお、法違反の事例として、下記のものが挙げられています。

- ・長時間労働等により精神障害を発症したとする労災請求があった事業場で、その後も、月80時間を超える時間外労働が認められた。
- ・社員の7割に及ぶ係長職以上の者を管理監督者として取り扱い、割増賃金を支払っていない

かった。

- ・月100時間を超える時間外労働が行われていたにもかかわらず、健康確保措置が講じられていなかった。
- ・無料電話相談を契機とする監督指導時に、三六協定で定めた上限時間を超え、月100時間を超える時間外労働が行われていた。
- ・労働時間が適正に把握できておらず、また、算入すべき手当を算入せずに割増賃金の単価を低く設定していた。
- ・賃金が、約1年にわたり支払われていなかったことについて指導したが、是正されなかった。

### ◆今後の国の対策

ブラック企業対策としては、今年度から求人票に「過去3年間の採用者数と離職者数」の記入欄が設けられるなども決定しており、企業の採用活動に影響が出るものと考えられます。

今後も、ますます企業における人事労務管理が重要性を増していくことは間違いありません。

## 「インターンシップ」の実施状況と留意点

### ◆実施状況と今後の動向

経団連から、新卒採用（2013年4月入社）に関するアンケート調査の結果が公表されました。このアンケートは会員企業1,301社に対して実施され、583社（回答率44.8%）が回答しています。

このアンケート結果からは、企業の採用選

考時に重視する要素、学事日程の尊重への対応策などがわかるとともに、インターンシップの実施状況がうかがえます。

インターンシップについて、「既に実施している」(58.5%)と「今後は実施する予定である」(14.2%)との回答を合わせると7割以上となり、多くの企業で実施されているようです。

また、2011年度と比較した受入れ人数が増加した企業、現在と比較した受入れ人数を増やしていく企業が、ともに3割近くあります。

#### ◆今後の課題

今後、学生の受入れ人数を増やしていくうえでの課題として、次のような回答がありました(複数回答)。

- ・従業員のインターンシップへの理解を深めること(57.8%)
- ・プログラムを企画・運営できる従業員を確保・育成すること(48.6%)
- ・採用選考活動の実施時期が後ろ倒しにより、夏季の受け入れが難しくなること(46.5%)
- ・実施要件(5日間以上、職場への受入れ等)が厳しいこと(39.2%)
- ・コスト負担が大きいことに比べて、受け入れのメリットが少ないこと(28.1%)
- ・大学のキャリアセンター等と連携し、応募者数を増やしていくこと(23.6%)

企業側の人手の確保や職場の理解、採用活動解禁日の後ろ倒しによる影響等、インターンシップを実施する企業側にも課題が多いようです。

#### ◆インターンシップの留意点

企業や学生にとってメリットや課題のあるインターンシップですが、インターンシップに参加する方が労働者に当たる場合は、労働関係法規の適用があることに注意が必要です。

労働者と見なされる場合には、賃金その他の労働条件に関して、労働基準法、最低賃金法等の法令が適用されます、さらに、万が一、

実習中に事故が発生した場合などには労災保険法の適用がありますので、留意する必要があります。

また、インターンシップの進展により、学生による企業に対する損害(機密情報の漏洩、機器の損壊等)などが発生するリスクも増加していますので、参加する学生・学校・受入れ企業の間で、こうしたリスクに対応する保険への加入状況等を明確にしておいたほうがよいでしょう。

#### 改正間近!

#### これからの安全衛生管理の注目ポイント

#### ◆行政の監督方針への影響も

次期通常国会では、安全衛生分野の法改正がありそうです。

このほど今後の労働安全衛生対策に関する報告書がまとまり、厚生労働省では、これから法案の作成に取り掛かるということです。報告書の中で取り上げられている事項は、行政の指導監督方針にも反映され、是正指導・勧告の内容にも変化があると思われます。

日頃の労務管理の見直しと併せて、法案の行方にも注視しておく必要があります。

#### ◆労働安全衛生法の改正事項(予定)

改正内容としては、以下の内容が取り上げられています。

- (1) 化学物質管理のあり方
- (2) 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み
- (3) 欠陥のある機械等の回収・改善対策の強化
- (4) 第三者に施設等を使用させる管理者の安全衛生管理の充実
- (5) 企業における安全衛生管理体制の適正化(第三次産業の安全衛生管理体制の適正化)
- (6) 規制・届出の見直し
- (7) 職場におけるメンタルヘルス対策
- (8) 職場における受動喫煙防止対策

(9) 型式検定等の対象器具の追加

#### ◆影響が大きいと思われる事項

ここでは、次のものが、影響が大きいと思われると思います。

(2) 企業単位で安全・健康に対する意識変革を促進する仕組み

重大な労災を繰り返す企業に対し改善計画の作成等が指示され、従わない場合は必要な勧告を行うことや企業名を公表する制度の創設が検討されています。

(4) 第三者に施設等を使用させる管理者の安全衛生管理の充実

トラック運送業などにおいて、荷役作業中の労災発生が多いことを受け、荷役作業を行う施設を管理する荷主等にも取組みが必要であるとしています。

(5) 企業における安全衛生管理体制の適正化

第三次産業（小売業、社会福祉施設等）の安全衛生管理体制の適正化が内容となっています。

また、廃案となった前回の法案に盛り込まれていた(7)も気になるところです。

(7) 職場におけるメンタルヘルス対策

前回法案では、メンタルヘルス不調の予防のため、労働者のストレスチェック、申出をした者に対する医師の面接指導の実施を事業者に義務付ける内容でした。この前回の内容を踏まえつつ、各事業場の取組みも勘案し、制度化するとしています。

## 2月の税務と労務の手続

### [提出先・納付先]

**3日**

- 贈与税の申告受付開始<3月17日まで> [税務署]

**10日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

**17日**

- 所得税の確定申告受付開始<3月17日まで> [税務署]  
※なお、還付申告については2月14日以前でも受付可能。

**28日**

- じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

## 編集後記

皆様おはようございます。社会保険労務士法人 D・プロデュースの志賀です。

今年には冬季オリンピックの年ですね。フィギュアスケートの浅田選手、スノーボードの上村選手をはじめ多くの選手たちが頑張っている姿は素晴らしいです。なかなかスポーツができなくなってしまい、最近ではもっぱら選手の方々の試合を自分のことのようにハラハラ、ドキドキしながら暖かい部屋で見ながら回っています。

先日オリンピック選手達の特集テレビを見ていて心に残ったシーンがありました。

その番組では、各選手の今シーズンの報告があったのですが、フィギュアスケートの羽生選手がさらに難易度の高い4回転ジャンプの練習をしているシーンで、何度チャレンジしてもうまくいかず、転んでばかりで全然成

功しませんでした。その映像を見ながら私は、「あ！また転んじゃった！！」と思ったのですが、羽生選手は立ち上がる時氷をトントンと2回たたいて「もう少し！」と言っていたのです。その言葉を聞いてハッとしました。

私は、また転んでしまったことに「また失敗しちゃった・・・」と少し落胆してしまっただけですが、羽生選手は「もう少しでできる！！」とゴールが見えていて自分にはできるという強い思いが伝わってきました。

前向き・ポジティブという言葉をよく聞きますが、ポジティブシンキングでいる為には、自分の力量を把握し、努力を重ね、自信を持つことが大切なのではないかと感じました。

これから選手の方々をもっと温かく応援したいと思います。